

第二期堺市子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法第 59 条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第 1～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

事業名
利用者支援事業
みんなの子育てひろば事業
地域子育て支援センター事業
キッズサポートセンターさかい事業
民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／ 堺市一時保育事業（公立認定こども園）
幼稚園型一時預かり事業
市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施
乳児家庭全戸訪問事業
育児支援ヘルパー派遣事業
子育てアドバイザー派遣事業
ファミリー・サポート・センター事業
子育て短期支援事業
時間外保育事業
病児保育事業
放課後児童健全育成事業
妊産婦健康診査
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））